

論 文 要 旨

学位論文題目：「満洲国」における中国人女性の行為選択の主体性——ジェンダー秩序の変動から見る

氏 名：譚 娟

五・四新文化運動の東北への波及につれて、東北において女性の青年知識人が運動に加わり、男女平等を主張する婦女解放運動を推進した。だが、1932年に満洲国が成立して満洲国政府による植民地統治が始められてからは、民国期に盛んになった自由・平等・三民主義の思想が禁じられるようになった。では、東北の中国人女性による婦女解放運動は満洲国期においてどのような変化を示したのか。戦後日本の満洲国史研究は、日本人の主体性と主導性を強く押し出す研究であり、満洲国の歴史を日本史の一部としてのみ語ってしまう傾向があった。日本人の活動実態を大きく規定していた満洲国の多様な民族や社会集団に注目して、日本一国史的枠組みからの満洲国史像を相対化し、多様な関係性の総体としてあった満洲国の歴史実態を復元していくことが必要であると指摘されている。また、中国側の満洲国史研究は主に抗日運動史研究、日本侵華史研究に集中している。反抗ではなく、協力でもない態度を取った大部分の被植民者は、どのような生き方を選択したのか、彼ら／彼女らの行為選択の主体性はどこにあったのか。被植民者大衆に立脚した「民衆史」の視点は、植民地の全体的構造の理解にとって必要である。そこで、本論文は女性を単に歴史に規定される受動的な存在ではなく、植民地支配という現状をいったん引き受けながら同時に自らを取り巻く諸関係の再調整に向けて働きかけるという意味で、歴史を動かす主体と見なし、女性史・ジェンダー史の視点から満洲国における植民地統治及び植民地統治下における中国人女性の社会実践を分析する。そして、このような分析を行う上で、植民地統治と中国人女性の社会実践との相互作用によるジェンダー秩序の変化を考察して行く。

本論文は三部の構成を取る。第一部ではまず、満洲国成立後、中国人女性が置かれていた植民地環境を明らかにし、満洲国成立後のジェンダー政策・ジェンダー規範を考察した。『盛京時報・婦女週刊』は日本の満洲国支配に協力して、三つの女性像（職業女性、主婦と女子学生）を作り、満洲国のために力を尽くすべきであることを中国人女性に呼び掛けていた一方、女性個人の権利を追求することに対して批判を行い、男性支配のジェンダー秩序を維持しようとしていた。また、満洲国初期の中国人女子教育においては、家事教育の比重が大きかった。そこには、女子教育を家事教育化しつつ、女子の役割をもっぱら家庭内に位置づける満洲国政府の考え方が窺える。

第二部では、満洲国成立後の植民地統治政策・社会変化に直面した中国人女性たちの対応について、女性史・ジェンダー史の視点から検討を行った。民国期の女性解放運動の潮流を経た女学生は新しい教育環境においても婦女問題に対する関心を持ち続けた。彼女達は具体的な婦女問題を満洲国の政策と結び付けて、婦女問題を解決する着実な道を探そうとしていた。また、伝統的な社会規範に加え、ジェンダーバイアスに満ちた近代的性道徳規範が併存していた満洲国社会において、中国人職業女性は伝統的なジェンダー規範だけではなく、近代的なジェンダー規範にも挑戦し、男女間の家事分担、独身、独身

宿舎等の新しい実践を始めた。そこから見てとれるのは自由・ジェンダー平等に対する彼女達の追求であった。更に、中国人の女工たちは労働力の不足という満洲国の社会情勢下で、より高い賃金を求めて、頻繁に転職したり、ストライキを行ったりしていた。

第三部では、植民地統治、植民地的近代化、中国人女性の社会实践、三者の相互作用による満洲国社会におけるジェンダー秩序の変化を考察した。満洲国農村では農民の両極分化と農業経営の零細化が進んでいた。零細経営を行う農家では、家庭生計を維持するために、家族員が都市に出て、農業以外の職業に従事しなければならなかった。家族員は経済的・思想的に外界と接触することを通じて、経済的・思想的自由を要求し始めた。家族員のこのような要求に応じて、大家族における家庭内規範を修正し、私有財産・小家族の自由をある程度認める形で、大家族の形のみを維持してきた大家族があった一方、分家を行う大家族も増加してきた。満洲国における大家族の分家傾向は満洲国農村における家庭秩序の変化を示すものであった。また、1945年7月に公布された満洲国親属継承法は慣習上における男系中心主義の家族制度に対して改革を施して、女性の財産相続権をある程度認めた。立法の背景となる社会の動向について見ると、民間の立法意見には女性の財産相続権を部分的にせよ肯定するものが多かった。

つまり、満洲国成立後、満洲国政府による新しいジェンダー規範は女性の満洲国に対する責務を強調しながら、男性支配のジェンダー秩序を維持していた。一方で、満洲国における近代産業の発展に伴う労働力の不足につれて、女性の社会進出が提唱されていた。このような社会情勢下において、女子学校を卒業してから社会に進出して職業女性になった女子学生が多くいた。そして、エリート女性だけではなく、家庭生計の困難により、農村出身の若い女性で都市に出て近代産業の工場で女工として働く人々が増加した。こうした満洲国植民地統治におけるジェンダー規範と植民地的近代化が、満洲国における中国人女性が置かれていた生活環境であった。このような植民地環境において、中国人女性たちはそれぞれの生活環境において、自分たちを取り巻く国家意識の問題、女性問題、ジェンダー差別の問題に主体的に対応しながら生きていた。満洲国における中国人女性たちの実践は植民地統治政策、植民地的近代化と絡んで、満洲国社会におけるジェンダー秩序の揺らぎを齎した。それは彼女達が文章を通じて直接に表明した意見のみならず、満洲国農村における大家族の分家傾向や満洲国親属継承法における女性財産相続権の部分的承認を通じて、間接的に窺えるものである。